

令和4年度 島田市地域包括支援センター運営体制（案）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46）

○職員体制 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置（原則）

○設置基準 第1号被保険者3,000～6,000人に1か所

名 称 (愛 称)	委託先	圏域	職員配置	高齢者人口 高齢化率 (R4.1月末)
第一中学校区地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター第一)	医療法人社団 健社会	第一 中学校区	保健師 2 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1 介護支援専門員 1.5	7,432人 32.3%
第二中学校区地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター第二)	社会福祉法人 島田市社会福祉協 議会	第二 中学校区	保健師 1 社会福祉士 3 主任介護支援専門員 1 介護支援専門員 0.5	6,847人 30.3%
六合・初倉中学校区地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター六合) (高齢者あんしんセンター初倉)	社会福祉法人 島田福祉の杜	六合 中学校区	保健師 2 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1 介護支援専門員 2	4,061人 25.2%
		初倉 中学校区		3,914人 30.4%
金谷中学校区地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター金谷)	社会福祉法人 島田市社会福祉協 議会	金谷 中学校区	保健師 1 社会福祉士 1.5 主任介護支援専門員 1 介護支援専門員 1	6,348人 35.1%
川根中学校区地域包括支援センター (高齢者あんしんセンター川根)	ウエルシア介護 サービス株式会社	川根 中学校区	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 1	2,070人 47.9%